

Good Doctor

Compassionate Doctor & Competent Doctor

Vol. 27

2023.3.25

contents

- 1 [特集] 第7回 岡山県医師会
医師の勤務環境改善ワークショップ
- 2 先輩からのメッセージ

岡山県医師会

Okayama Prefectural
Medical Association

U R L <http://www.okayama.med.or.jp/>
E-mail oma@po.okayama.med.or.jp

[特集] 第7回 岡山県医師会医師の勤務環境改善ワークショップ

開催日時/令和4年7月24日(日) 14:00~16:00 場所/岡山県医師会館(401会議室) ハイブリット開催

次 第

1. 開 会 総合司会:岡山県医師会 副会長 神崎 寛子
2. 挨拶 岡山県医師会 会長 松山 正春
3. 勤務医部会・女医部会合同総会
4. 講演
「ここがポイント! 医師の働き方改革Q&A」
岡山県医療勤務環境改善支援センター医療労務管理アドバイザー/社会保険労務士
佐田 俊彦 先生
5. 特別講演
「医師の働き方改革について」
日本医師会 会長 松本 吉郎 先生
6. 閉 会

[講演]

ここがポイント! 医師の働き方改革Q&A

岡山県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー/社会保険労務士
佐田 俊彦 先生



今日は、医師の働き方改革を進めていく際のポイントを、実際の相談内容を交えながらお話いたします。

〈医師の時間外上限規制について〉

医師の時間外・休日労働の上限規制は、2024年4月から原則として年960時間以下/月100時間未満(例外あり)となります。具体的に何から始めればよいのか。といったご相談をよく受けます。まずは医師の在院時間を把握していただき、労働時間とそうでないも

のに仕分けしていく作業が必要になります。労働時間管理は、管理者が自ら現認する、タイムカードやICカード、パソコン等の客観的記録で確認する等の方法が求められます。医師の場合、自己申告で労働時間管理をしている場合が多いと思いますが、申告内容と勤務実態との間にズレがないかを確認することが求められます。

〈労働時間管理について〉

労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令下におかれている時間」のことを言い、「黙示(暗黙)の指示」も含まれるとされています。

宿日直(日当直)ですが、労働時間として扱わないのであれば労働基準監督署長の許可が必要です。例えば寝当直であっても、許可がなければ労働時間となります。

参加が義務付けられている、または参加しないと不利益を被ることが明らかな研修会やミーティング等は労働時間とされています。

オンコール(自宅待機)ですが、使用者の直接の指揮命令下にはないため、労働時間ではないと考えられますが、呼び出しがあって業務を行った部分については労働時間です。

「手待ち時間」は、実作業はしていなくても待機状態であり、指揮命令下にあるため労働時間とされています。

〈医師の研鑽について〉

医師の研鑽については、労働基準局通達「医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について」が示されています。そのポイントは次の通りです。

- ① 所定労働時間内(職場が決めている勤務時間)は、すべて労働時間に該当する。
- ② 所定労働時間外に行う医師の研鑽は、原則、労働時間に該

当しない。ただし、上司の指示により行われる研鑽は、所定労働時間外であっても、労働時間に該当する。

- ③自らの意志で研鑽を行う医師(自己研鑽)は上司に申し出を行う。上司は労働時間に該当しない研鑽であることを確認する。

〈医師の副業・兼業について〉

労働基準法第38条第1項により、複数の事業場における労働時間は通算して管理する必要があり、医師の副業・兼業については2つのパターンがあるとされています。

- ①主たる勤務先からの応援(指示)によるもの。

主たる勤務先は応援先における勤務を含め適切なシフトを組むとともに、主たる勤務先、応援先の労働時間の上限を医師との話し合い等により設定しておく。

- ②医師個人の希望に基づくもの(アルバイト等)

医師本人からの自己申告によって管理する。

〈医師の宿日直(日当直)について〉

応援元医療機関から宿日直許可があるかという問い合わせがあり、どうすればよいかというご相談が増えています。応援元医療機関は、医師の副業・兼業先の宿日直(日当直)が労働時間にあたるか否かで時間外上限規制への対応が大きく異なる



てきます。

宿日直許可は、診療科、職種、時間帯、業務の種類など限定的に与えることができるとされています。許可申請を行う際は、許可制度をよく理解した上で、取れるところを取っていくという柔軟な考え方で取り組んでください。

岡山県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)では「宿日直許可申請の伴走型サポート」を行っています。アドバイザーが相談から申請まで労働局や監督署と連携してサポートいたします。ぜひご利用ください。

【特別講演】 医師の働き方改革について

日本医師会 会長 **松本吉郎** 先生



日本医師会会長の松本でございます。本日は2024年4月から始まる医師の時間外・休日労働時間の上限規制に向けた医師の働き方改革についてお話いたします。

1. 医師の働き方改革について

そもそも医師の働き方改革は勤務医が対象になりますが、勤務医とはどのような医師が該当するのか分かりにくいところがあります。法律上、勤務医は診療所等で勤務する医師も入りますが、現実的には国の検討委員会でも病院の勤務医しか検討しておりません。当然のことながら管理者や法人の役員は管理者側になり勤務医には当たりませ

るので、どの医師が該当するのか把握する必要があります。

続いて労働時間についてです。法定労働時間と所定労働時間がありますが、まずご自分の病院の就業規則を把握する必要があります。所定労働時間とは法定労働時間内の8時間以内であればよいのですが、医師の時間外労働は、あくまで法定労働時間の8時間を超えた場合の時間になりますので、ここは押さえる必要があります。また、休日の労働の扱いも把握する必要があります。特に病院の場合、休日によって色々な手当が異なることから医師の働き方改革では医師の労働時間の把握をすることが第1歩であります。

次に問題になるのは、ご自分の病院の時間外・休日の労働時間を年間960時間に収めるA水準でいこうとしているのか、それとも連携B・B・C-1・C-2水準を取得するかです。1人でもA水準を超える医師がいる場合は評価センターを受審したのち、都道府県の指定を受ける必要があります。B水準とC水準の考え方は異なり、B水準は地域医療の体制を確保するため、時間外・休日の労働時間が年960時間を超える医師がいる場合に必要で、C水準は将来的に一人前の医師を育てるため時間外・休日の労働時間が年960時間では済まないところから始めて

います。ただ、両水準とも長時間労働を認める代わりに連続時間勤務制限、勤務間インターバル、面接指導を行うことで医師の健康を守ることが必要になります。

これらの水準の中で連携B水準は重要です。勤務する医療機関の時間外・休日の労働時間は年960時間以内で収まるなか、外勤をすることで年960時間を超えてしまう大学病院等の医療機関は、連携B水準を取得していただきたいと思います。もし働き方改革のために岡山県で大学病院からの派遣が途切れる事態があれば、基幹病院での2次救急病院の救急の対応や有床診での出産ができなくなるなど大きな問題となります。

2. 医療機能勤務環境評価センターについて

令和4年4月1日に日本医師会は「医療機能勤務環境評価センター」(以下、「評価センター」という。)に指定されました。日本医師会の役員になり7年経ちますが、この間医師の働き方改革の仕事に多くの時間を費やしてきました。日本の医療の全体を見るのは日本医師会の仕事であることから、日本医師会で評価センターを受託することを大きな目標として取り組んできました。また、C-2水準の審査組織を受託することにより、連携して医師の働き方改革を進めることができるというのが私の考えでしたので、審査組織も日本医師会が厚生労働省の事業として受託しております。

評価センターを受審する医療機関は2024年度以降の医師の労働時間短縮計画を作成する必要があります。また、評価センターの評価項目は88項目あり、ストラクチャー・プロセス・アウトカムに分かれておりますが、アウトカムである時間外・休日の労働時間の短縮のみ着目するのではなく、ストラクチャーやプロセスも大事にしようという視点で構成されています。この88の評価項目には必須が28項目あり、この28項目はすべてクリアする必要があります(新規の受審では評価項目76項目のうち必須は18項目)。医師の時間外・休日労働時間の上限規制が始まる2024年4月まで期間が迫ってきていることから該当する医療機関は速やかに労働時間短縮に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

時短計画の作成や評価センターの受審に当たっては事前に都道府県の医療勤務環境改善支援センター(以下、「勤改センター」という。)に相談することをお勧めします。勤改センターは、厚生労働省の医政局と労働基準局の予算が一体的になっており都道府県が取り組んでいま

す。勤改センターにおかれては、勤務実態の把握、時間計画の作成、評価センターによる評価の受審、都道府県への指定申請を行うという流れで、医師の働き方改革に関わっていただきたいと思います。

3. 宿日直許可について

医師の労働時間上限の規制には宿日直許可の取得が重要となります。医療法第16条の「宿直」と労基法第41条の「宿直」は同じではなく、労基法上の宿直は、宿日直の許可がなければ実労働時間になりますが、許可があれば労働時間に含まれないことから、連続勤務制限に関わることはなく、勤務間インターバルも確保できることとなりますので、宿日直許可の取得の有無が大きなポイントとなります。宿日直の許可事例は増えており、去年よりも倍ぐらいの医療機関が宿日直許可を取得しております。厚生労働省には2022年4月から宿日直許可申請に関する相談窓口を設置しておりますので、ぜひ利用してください。また、宿直週1回、日直月1回の基準については、厚生労働省が2022年6月に出した「医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ」で当該医師の勤務する医療機関の合算ではなく、医療機関ごとにカウントすることで良いことになりました。これも含め日本医師会が言い続けてきたことがFAQとして出されましたので、ぜひ活用していただきたいと思います。

私も定例記者会見で繰り返し宿日直許可の問題を提言し、厚生労働大臣にもお願いに行っております。宿日直許可の問題を始めとしてまだまだ問題が多い所ではありますが、日本医師会としてこれからも医師の働き方改革に全力で取り組んでいきたいと考えております。ご清聴ありがとうございました。



先輩からのメッセージ

総合病院岡山協立病院 内科専攻医 塩路涼真 先生



こちらを読まれている皆様、こんにちは。

私は岡山協立病院での2年間の初期研修を修了し、その後も引き続き岡山協立病院で内科専攻医として研修を続行しております。内科専門医を取得した後のことは深く考えており

ませんが、現在は循環器内科を中心に研修しております。

私が専門研修を初めたきっかけは、一言で表すなら「なんとなく」です。初期研修を通して内科、外科、他にも様々な科を少しずつ経験させて頂き、それぞれの科の面白さや奥深さは体験させて頂きました。それを踏まえてなんとなく自分

の中での医師のイメージは内科医であったこと、岡山協立病院の内科の雰囲気がよかったことから選択しました。現在初期研修中で、この先専門科を選択しなければならない方々も、自分の感性に合わせて選択してもよいと思います。

また、専攻医になってからの変化としては、指導医の承認が必ずしも必須でなくなったことや、単独で行うことができる手技が増えたことや、定期的な外来の場を持つことになったことがあります。自分で責任を持って判断をしなければならないことは増えましたが、上級医の先生方のバックアップを得ながらなんとか形にできていると思います。

初期研修中の皆様は、特別に事情がなければ人生で1回しかない初期研修を楽しんで頂き、可能な限りたくさんの方を経験していただければと思います。能力が向上するにつれて、自分が背負う責任なども徐々に大きくなっていきますが、無理をなさらぬ範囲で頑張ってください。応援しています。

マタニティ白衣 レンタルサービス 事業のご案内



岡山県医師会では、女性医師が妊娠中も快適に働けるよう、マタニティ白衣レンタルサービスを行っております。ご希望の方は岡山県医師会までご連絡ください。

お問い合わせ先 TEL 086-250-5111

/ 編 / 集 / 後 / 記 /

Good Doctor Vol.27をお届けします。今号は第7回岡山県医師会「医師の勤務環境改善ワークショップ」の特集です。岡山県医療勤務環境改善支援センターから「ここがポイント！医師の働き方改革Q&A」、日本医師会 松本吉郎会長に「医師の働き方改革について」と題した特別講演をお願いいたしました。今回は松本会長には現地においでいただき、ハイブリッド開催にいたしました。

医師の時間外労働時間の規制が始まる2024年まで、残り時間がわずかになってきています。地域医療が大学病院からの派遣に依存している現状では副業・兼業の時間の組み込み方や、医師として働き続けるためには研鑽は必ず必要ですが、研鑽と労働時間の考え方も多くの議論を重ねて

きました。その結果、これらのことについての考え方が労働基準局より示されています。今回は特にこのあたりのお話をさせていただきました。

先輩からのメッセージは岡山協立病院 内科専攻医 塩路涼真先生からです。専門科の選択を「自分の感性に合わせて」とアドバイスをくださっています。自分が背負う責任が増えてきますが、無理をせず頑張ってくださいとエールをいただきました。

5月から新型コロナウイルス感染症が5類に移行されます。感染状況がどう変わるか不明でもありますが、ウィズコロナの時代での皆様のご活躍をお祈りいたします。

(神崎)



発行

岡山県医師会

Okayama Prefectural Medical Association

700-0024 岡山市北区駅元町 19-2

[Tel] 086-250-5111 [Fax] 086-251-6622

[E-mail] oma@po.okayama.med.or.jp

[URL] <http://www.okayama.med.or.jp/>